

市営住宅観音寺田団地共用部 LED 化委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

葛城市都市整備部建設課

市営住宅観音寺田団地共用部LED化委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

脱炭素社会に向け、CO2 排出量等環境負荷の削減が求められているなか、公共施設等の照明をLEDへ改修することで大きなエネルギーの削減効果が見込める。

また、LEDの管球は寿命も長いこと交換等の頻度が少なくなり、維持管理の負担が軽減でき、さらに水銀ランプの製造が終了して現状は在庫のみで対応している状況や、主要メーカーが蛍光灯器具や蛍光ランプの生産を中止していることから、効率的な手法を用いて早期にLEDへの切り替えを行い効果の検証を行うことを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業 務 名：市営住宅観音寺田団地共用部LED化委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 業 務 内 容：仕様書のとおり【別紙1】

(3) 履 行 期 間：契約締結日 ～ 令和7年12月26日

(4) 提案限度額：本業務に係る見積額の上限額は、2,711,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とし、上限額を超えた提案は無効とする。

※ 提案限度額は契約予定金額を示すものではない。

(5) 受託予定者の選定

本業務の受託予定者の選定は、事業の目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託予定者とする。審査基準については、【別紙2】「審査実施要領」のとおり。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書の提出日現在において、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 令和7年度において葛城市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、資格を有さない業者は「4.入札参加資格を有さない者の参加」を参照のこと。

(2) 葛城市建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領（令和4年11月14日葛城市告示第147号）又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領（令和4年11月14日葛城市告示第148号）に基づく指名停止措置又は国若しくは他の地方公共団体による同様の措置を受けている者でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成

14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(6) 国税及び地方税を完納していること。

(7) 葛城市暴力団排除条例(平成23年葛城市条例第15号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

4. 入札参加資格を有さない者の参加

3.参加資格要件(1)に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

①提出期限：スケジュール表参照

②提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧		
1	【様式1】プロポーザル参加資格要件審査申請書	
2	許可登録(免許)証明書等(営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可)	
3	営業所一覧表(本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)	
4	履歴事項全部証明書等(写し可)	
	法人「履歴事項全部証明書」(旧：商業登記簿謄本)	
	個人「事業証明書」及び「住民票」	
5	納税証明書 完納証明書(写し可)	
	葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出が必要です。	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 ※提出日前3か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その3の3」 個人：納税証明書「その3の2」
	葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。	②市税の完納証明書 ※令和7年4月1日以降に発行のもの ※本市税務課収納促進室にて発行
6	印鑑証明書(写し可) ※提出日前3か月以内発行のもの	

※A4ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載してください。

③参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和7年5月21日(水)までに審査結果をメールまたは電話で通知、「参加資格審査結果通知書」を送付します。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

④提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送する場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

5. スケジュール

下表のとおりです。

手 続 等	日 程
公告（募集開始）	令和7年5月2日（金）
プロポーザル参加資格要件審査申請期限	令和7年5月16日（金）午後1時
参加申込書提出期限	令和7年5月23日（金）午後1時
質疑受付期限	令和7年5月23日（金）午後1時
質疑回答期限	令和7年5月30日（金）
企画提案書類提出期限	令和7年6月3日（火）午後5時
審査結果通知	令和7年6月10日（火）を予定

6. 手続概要

（1）募集要領等の配布

【配布期間等】 令和7年5月2日（金）から令和7年5月21日（水）まで
葛城市役所建設課で配布、午前9時から午後5時まで（土日祝日は除く）もしくは葛城市ホームページからダウンロード

（2）参加申込書

【提出期限】 スケジュール表参照

【提出先】 葛城市役所建設課

〒639-2195 葛城市柿本166番地

【提出方法】 持参又は郵送により提出すること。

◎持参の場合：建設課に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参すること。

◎郵送の場合：受領確認が出来る方法（書留等）により提出期限までに必着のこと。

【提出書類】 ①参加申込書【様式2】

②参加資格に関する申立書【様式3】

③受注実績調書【様式4】

④会社概要書【様式5】

【参加辞退】参加申込書提出以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を建設課へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

（３）質疑の受付及び回答

【受付期限】スケジュール表参照

【提出方法】「質疑書【様式６】」に内容を簡潔に記載し電子メールにて提出してください。
また提出後電話により受信確認を行ってください。なお、質疑書以外での問合せについては一切受け付けいたしません。また、質疑内容については、参加申込書、企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質疑及び提案内容については一切受け付けません。

メールアドレス：kensetsu@city.katsuragi.lg.jp

電話番号：0745-44-5014

なお、件名は「市営住宅観音寺田団地共用部LED化委託業務質疑」とすること。

【回答期限】スケジュール表参照

質疑があった場合のみ、参加者全員に電子メールで回答します。

（４）企画提案書類等の提出

企画提案書は（５）の記載に基づき、見積書は（６）の記載に基づき作成し提出すること。

【提出期限】スケジュール表参照

【提出先】葛城市役所建設課

〒639-2195 葛城市柿本166番地

【提出方法】持参又は郵送により提出すること。

持参の場合：事前に建設課に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参すること。

郵送の場合：受領確認が出来る方法（書留等）により提出期限までに必着のこと。

【提出書類】

企画提案書（正）＜任意の様式＞ ※会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。	1部
企画提案書（副）＜任意の様式＞ ※会社名及び会社名を特定できる情報を記載しないこと。	6部
見積書	1部

（５）企画提案書の作成

①企画提案書表紙（任意様式）※②企画提案書と併せて左綴じにすること。

②企画提案書（任意様式）

（ア）企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、

使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。補足資料は必要に応じて、A4版横、A3版横で使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は15枚（企画提案書表紙及び補足資料を除く。）までとすること。

(ウ) 使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。

(エ) 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

③企画提案書(副)の表紙には、「市営住宅観音寺田団地共用部LED化委託業務に関する企画提案書」と題し、企画提案書(副)の中には会社名や住所、ロゴマークなど提案事業者が判別できるものは記載しないこと。会社名を記載する場合は「当社」とすること。

④企画提案書等の取扱い

提出書類に記載された事項は、企画提案書とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受託予定者との協議により、項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更を行うことがある。

⑤構成

企画提案書は業務の実施体制、実施方針及び実施方法等を記述するものとし、【別紙2】審査実施要領内の項目に沿って作成すること。

(6) 見積書作成要領

仕様書に記載する本業務に必要となる全ての費用（消費税額及び地方消費税額を含まない。）を記載すること。ただし、提案限度額以内とする。（任意様式）

7. 選定方法

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行い、審査は、【別紙2】「市営住宅観音寺田団地共用部LED化委託業務に係る審査実施要領」により実施する。

※各提出書類の記載内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和7年6月10日（火）（予定）に通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

8. 契約

(1) 契約の締結

①最高得点者として受託候補者に特定された者（参加者が1社の場合を含む。）と協議を行い、内容について合意に至った場合は、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第

2号)の方法により契約の締結を行う。協議に当たっては、仕様や価格等の交渉を行い、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。ただし、提案内容は、実現を確約したもののみなす。

②随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受託候補者として協議を行うものとする。

③契約交渉に係る費用は、特定された者が負担するものとする。また、随意契約時における仕様書等の詳細な事項については改めて協議を行うものとする。

(2) 次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

9. 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

10. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ②提案した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑤審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑥契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ①提出された企画提案書等は返却しない。
- ②提案以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④企画提案書等の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用するこ

とはできない。

【問合せ先及び各種書類の提出先】

葛城市役所 建設課

〒639-2195 葛城市柿本166番地

(T E L) 0745-44-5014

(F A X) 0745-69-6456

(メール) kensetsu@city.katsuragi.lg.jp